

平成28年度 全国健康保険協会福島支部事業の進捗について

1. 保険運営の企画

(1) 地域医療への関与

平成28年度の重点事項

平成27年度から議論が始まった地域医療構想について、平成28年度に計画が策定される見込みである。支部では、加入者・事業主を代表する立場で効率的かつ質の高い医療提供体制を目指し、在宅医療の充実等も加味し、現在ある医療資源を有効活用した病床機能（高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能）分化等による新たな提供体制の検討について、他の保険者と連携し、関係機関への働きかけや積極的に意見発信することで地域医療に貢献していく。

また、加入者の健康度を高めることや医療費適正化の観点から各種協議会等での積極的な意見発信を行う。

これまでの参加状況

各種協議会との名称	出席者	回数
福島県医療審議会（保健医療計画調査部会含む）	支部長	3回
地域医療構想調整会議（2地域）	企画総務部長、企画総務グループ長	3回
福島県後発医薬品安心使用促進協議会	支部長	1回
チャレンジふくしま県民運動推進会議	支部長	1回
チャレンジふくしま県民運動推進協議会WG	企画総務部長	1回
福島県保険者協議会（部会含む）	支部長、企画総務部長（本会委員）	5回
国民健康保険運営協議会（11市）	支部長、企画総務部長、業務部長、グループ長	14回
福島県支払基金幹事会	支部長	6回

下期の主な取り組み内容

地域医療構想の検討の場である「福島県医療審議会」「地域医療構想調整会議」に出席し、加入者・事業主を代表する立場で積極的に発言をしてきた。

28年度中には、福島県の地域医療構想が策定されるが、その中に目標数値を明記させ、それを実現するための施策を明記されるよう働きかけていく。

今年度からスタートする「チャレンジふくしま県民運動推進協議会」の委員として参加することとなった。

「人も地域も笑顔で元気」な「ふくしま」の実現に向けて、支部事業との連携も視野に入れて積極的に関与していく。

1. 保険運営の企画

(2) 関係機関との連携及び協同事業の推進

平成28年度の重点事項

これまでに協定を締結した関係機関との連携事業を推進するとともに、新たな関係機関との連携拡充を図る。

平成28年度の進捗状況

- 協会けんぽの「特定健診」と市町村の「がん検診」の同時受診に関する広報チラシを作成し、市町村を通して住民に配布
- 福島県薬剤師会と連携し「禁煙サポート薬局」事業を共同実施
- 福島県薬剤師会会員薬局において、ジェネリック医薬品希望シールの配布
- 経済団体が開催する総会、部会、セミナー等での講演及び支部事業チラシの配布

主な取り組み内容

- ① 市と連携した特定健診・がん検診の共同広報
- ② 福島県経済三団体（商工会議所・商工会・中小企業団体中央会）等と連携した「健康事業所宣言」事業の拡充
- ③ 保険者協議会でのデータ分析や共同事業の推進
- ④ 新たな自治体との連携拡充を図る

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(1)生活習慣病予防健診の実施率向上の取り組み(被保険者本人)

平成28年度の重点事項

定期健康診断を受診予定の事業所に対し、健診機関による生活習慣病予防健診への切替え勧奨の実施や、検診車を保有する8健診機関による沿岸部等の集団健診機会の拡大等、健診実施機関との連携をより強化する。
また、健診実施機関の協力・連携状況に応じて本部構築によるインセンティブ制度の導入を図る。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
特定健康診査実施率（被保険者） (被保険者は生活習慣病予防健診を対象)	被保険者 64.7% (実施見込者数150,009人)	被保険者 55.0% (実施見込者数 130,180人)	被保険者53.5% (実施者数 120,725人)

主な取り組み内容

- ① 健診実施機関による定期健康診断を受診している事業所への生活習慣病予防健診への切替え勧奨
- ② バス検診車による健診機会の拡大
- ③ 新規適用事業所に対する適用時受診勧奨通知と追加電話勧奨の実施及び健診未受診事業所への健診の勧奨通知発送
- ④ インセンティブ制度の導入（新）

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(2) 特定健診の実施率向上の取り組み(被扶養者)

平成28年度の重点事項

福島市、郡山市、いわき市作成のがんの受診勧奨チラシを「特定健診受診券（対象者宛）」に同封する。また、市町村のがん検診と一緒に協会けんぽの特定健診を受診するよう案内したチラシを47市町村に配付し広報に活用いただき、その活用状況を把握する。また、市町村の集団健診日程月に合わせ、文書による受診勧奨を行う。

新たにショッピングセンター等を利用して集団健診の実施を行うほか、肌年齢測定や骨密度測定などの「オプション健診」の実施拡充を図り、受診者数の増に努める。

また、健診実施機関の協力・連携状況に応じて本部構築によるインセンティブ制度の導入を図る。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
特定健康診査実施率（被扶養者）	被扶養者 29.5%	被扶養者 23.2%	被扶養者21.3%
	(実施見込者数20,482人)	(実施者数 16,095人)	(実施者数 14,712人)

主な取り組み内容

- ① 市町村の集団健診実施月に合わせて文書（DM）による勧奨（36市町村約40,000通）
- ② 市町村との共同広報(特定健診と市町村がん検診の受診勧奨チラシを共同作成し、世帯回覧や案内等への活用依頼（新）(46市町村が活用)
- ③ オプション健診の拡充（新）(27年度2会場→28年度最大16会場(協会のぼり展示付))
- ④ 協会主催(独自健診)健診の実施（ショッピングセンター会場等での開催）(27年度8会場→28年度最大17会場)
- ⑤ インセンティブ制度の導入（新）

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(3) 事業者健診データの取得率向上の取り組み(被保険者本人)

平成28年度の重点事項

定期健康診断結果に、県健康増進部門と労働行政部門、協会けんぽの3者の連名文書を同封し健診結果データの提供依頼を行う。また、電話や文書等による取得勧奨業務を外部委託し、27年度の勧奨結果をフォローしながら確実な取得を行う。社会保険労務士(会)に委託した同意書取得勧奨業務を行う。さらに健診実施機関の協力・連携状況に応じて本部構築によるインセンティブ制度の導入を図る。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
事業者健診データの取込率(被保険者本人)	被保険者 7.4%	被保険者 5.2%	被保険者5.4%
	(実施見込者数17,055人)	(実施者数 12,196人)	(実施者数 12,241人)

主な取り組み内容

- ① 未提供の3,000事業所への文書、テレマ、訪問等による勧奨
- ② 22健診機関が実施した事業者健診の結果通知の中に協会へのデータ提供依頼を同封(新) (8月末116事業所から同意書取得)
- ③ 社会保険労務士(会)の委託による取得勧奨業務(新)
- ④ インセンティブ制度の導入(新)

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(4) 特定保健指導の実施率向上の取り組み(被保険者本人)

平成28年度の重点事項

生活習慣病予防健診を受診しているにもかかわらず、特定保健指導未実施の事業所に対し文書や電話による利用勧奨を行う。また、定期健診を受診した者に対しては健診結果通知に特定保健指導を望まない旨を申出る「申出書」を同封することで、望まない者以外への勧奨が可能となることから、初回面接件数の増加が期待できる。また、委託による継続的な支援を円滑に推進し最大限の実施を図る。

健診機関による特定保健指導の実績を上げるために、健診結果に基づき特定保健指導を行った場合、健診機関の収益増にどのくらいつながるかを示した財政バランスシートを同封した依頼書を送付し、後日支部幹部による訪問勧奨を実施。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
特定保健指導実施率	被保険者 24.4% (実施見込者数8,098人)	被保険者 24.4% (実施者数 6,937人)	被保険者25.2% (実施者数 6,682人)

主な取り組み内容

- ① 保健指導実施日に都合によりキャンセルした者への再訪問を実施（新）（6月末31事業所）
- ② 電話・文書による未相談事業所への利用勧奨（対象48拒否事業所）
- ③ 外部委託による継続支援の推進
- ④ 支部専門職の質の向上(中断率低減・ポピュレーションアプローチ)のための研修と業務検討会の実施
- ⑤ 支部幹部職員による健診機関訪問(11機関)

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(5) 特定保健指導の実施率向上の取り組み(被扶養者)

平成28年度の重点事項

支部が会場を設定して文書勧奨を行い、支部の保健師や管理栄養士による特定保健指導を実施する。また、健診機関が集団健診会場と同会場で特定保健指導を実施することで効果が上がった事例が報告されており、同会場での実施に取り組んでいく。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
特定保健指導実施率（被扶養者）	被扶養者 3.1%	被扶養者 3.5%	被扶養者3.5%
	(実施見込者数 63人)	(実施者数 58人)	(実施者数 52人)

下期の主な取り組み内容

- ① 健診機関が同会場で行う特定保健指導の勧奨
- ② 支部の保健師、管理栄養士が支部や公共施設で行う特定保健指導
- ③ 未利用者への追加勧奨通知 (A契約(自己負担無料)機関案内の勧奨通知)

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(1) 「健康事業所宣言」をする事業主の増加

平成28年度の重点事項

関係機関との連携による推進と、支部が行う文書、訪問等による勧奨で「健康事業所宣言」を行う事業所（主）の増加を図る。また、宣言に取り組んでいる事業所を取材等で公表し、本事業の周知を行いかつ評価する仕組みを検討する。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
「健康事業所宣言」事業所数	500社	242社	未実施

主な取り組み内容

- ① 経済団体、業界団体やアクサ生命保険のもつ機動力を受けるなど関係団体と連携して新規登録事業所を拡大する（11事業所）
- ② 支部が文書による勧奨通知を県北、県南および5業種に対し7,000通り、委託によりその後の電話勧奨を実施する。
- ③ 健康事業所宣言の啓発を目的とした「健康セミナー」を開催し会場でのアンケート結果を踏まえ、前向きな事業所への電話等の勧奨を行う。
- ④ 27年度に登録した事業所に保健師がフォローを行い宣言した事業所の継続的な健康づくりを支援する。
- ⑤ 宣言した事業所への取材を通して広報を展開し、企業のPRやイメージアップにもつながることを理解していただき宣言につなげていく。
(取材数:23事業所)
- ⑥ 支部認証制度「健康づくり優良事業所(仮)」の創設と福島県に対し事業共催や県表彰制度等の連携について提案を行う。

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(2) 高血圧要治療者への受診勧奨

平成28年度の重点事項

支部独自事業として、血圧と血糖値の結果から治療が必要になった健診受診者に対して、健診実施機関が結果票に「受診勧奨ハガキ」を同封して受診勧奨をする。その後、協会けんぽ本部からレセプトに病院受診の履歴がない者に対し、文書による受診勧奨が実施され、それでも未受診かつ数値が高い者に対して、支部が追加文書や電話で受診勧奨を行うことで、高血圧並びに糖尿病の未治療者の医療機関受診を繰り返し促す。

主な取り組み内容

- ① 健診機関の協力を得て、高血圧と糖尿病の要治療者に対して健診結果に受診勧奨はがきを同封し受診後の返信を求める
- ② 本部一括の文書勧奨通知後に、支部が選定した重症対象者へ文書や電話で追加勧奨を行う
- ③ 27年度県北地区で行った非肥満の未治療高血圧者に対する保健指導の評価および28年度はいわき地区でも同様の方法で実施する

(3) 喫煙者への禁煙勧奨

平成28年度の重点事項

28年度当初にキャンペーンとして、喫煙歴のある者へ「優待券」等を同封した文書勧奨を行う。同時に、アンケートを同封し禁煙意思等の意識調査を行う。

主な取り組み内容

- ① 4月の禁煙に取り組みやすい年度当初に利用促進のためのキャンペーンとして「優待券」を同封した文書勧奨を行う。
- ② 薬剤師会との連携による「禁煙サポート薬局」の運用の見直しや県薬剤師会と連携した薬剤師への事業周知等を図る。
- ③ 27年度に行った保健師による禁煙サポート薬局への実態調査および実施勧奨の事業からわかった課題を整理し、薬剤師会と連携し事業推進を図る

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(4)CKD（慢性腎臓病）の重症化予防

平成28年度の重点事項

福島市医師会と病診連携システムを活用し、高血圧と糖尿病等の治療中者及びCKD（慢性腎臓病）未治療者に対して、医療機関（かかりつけ医）宛の紹介状を同封した文書勧奨を行う。

【経過】

- ・ 28年1/20 事業開始
連携関係機関《福島市医師会、福島市（国保年金課・健康増進課）、協会けんぽ、福島県立医科大学》
- ・ 28年3月末 健診結果を基に個人のCKD危険度を示した受診勧奨文書を送付（対象者138人）
- ・ 28年4月末 対象者21人に受診勧奨文書を送付
以降、20～40人/月で、対象者に受診勧奨文書の送付予定
- ・ 28年5/10現在 受診先の福島市内医療機関から支部あて、受診結果報告書の返信（13人）

主な取り組み内容

- ① 福島市CKD重症化予防連携システム（病院診療所連携）へ参画し、福島市内在勤者を対象に治療中者および未治療者に対して受診勧奨の文書を発送しCKD重症化予防を行う。
- ② レセプト・健診データの分析を行う
- ③ 県北地区の対象者に対し、健診受診者で糖尿病治療中者への保健指導を支部の保健師が行う
- ④ 27年度郡山市で委託機関により実施したCKD等治療中者への保健指導の継続的支援を行う

4. 保健事業 ～その他の保健事業～

加入者の健康増進に向けた取り組み ～健康チャレンジキャンペーン～

1.概要

協会けんぽ福島支部が提案する生活習慣改善の具体的なメニューから1項目選択し、キャンペーン期間のうち20日以上取り組んだ者の中から抽選、また事業所規模ごとに参加率を比較し上位の事業所に景品を提供する。

なお、生活習慣改善の具体的なメニューは、支部が健康事業所宣言事業所に提案している①高血圧対策、②禁煙対策、③運動の推進、④メンタルヘルス対策に関する内容とする。

また、キャンペーンは年2回実施することとし、景品は本事業に賛同される企業・団体から提供していただく。

2.対象者

健康事業所宣言事業所及びそこで働く被保険者

3. 上期の実施結果と下期の取り組み

【第1回】

期 間：平成28年7月1日（金）～平成28年7月31日（日）

対象者数：288社 8,577人

応募者数：91社 835人

【第2回】

期 間：平成28年11月1日（火）～平成28年11月30日（水）

応募期限：平成28年12月15日（木）必着

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(1) 効果的なレセプト点検の促進に関する主な取り組み

平成28年度の重点事項

- ・平成28年度診療報酬改定における変更項目の研修および情報共有により、点検員のスキルアップを図り、変更点に関する重点点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金との打ち合わせ会を定期的を開催し、再審査請求の審査結果について意見交換を行うことにより、保険診療ルールの疑義について説明を求めるとともに、審査に関する支部間差異の解消を図る。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
加入者1人当たり診療内容等査定効果額	122円	119円	137円

平成28年度の進捗状況

- ・平成28年度上期の加入者1人当たり診療内容等査定効果額（8月末現在）は、目標額49円に対して実績が45円、目標査定金額に対して91.3%の達成率となり、苦戦の状態が続いている。

下期の主な取り組み内容

- ① 査定・原審事例を活用した毎月の勉強会により、点検観点の情報共有を促進させ、全員の点検スキル向上を図る。
- ② 8月に実施した外部講師による研修会（東北合同を福島で開催）の研修内容を活かした効果的な点検を実施する。
- ③ 支払基金による再審査査定率低下が顕著なことから、基金協議の強化を図り、納得がいかない事例は早期に苦情相談窓口を利用する。
- ④ 様々な観点から内容点検に関する分析を進め、効果的な点検方法等について新たな取り組みを模索する。

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(2) 積極的な債権回収の推進に関する主な取り組み

平成28年度の重点事項

平成27年は新たに発生した債権の回収に注力した結果、全体の回収率が向上したため、平成28年度は次のような更なる取り組みを強化する。

- ・債権発生後の一定期間は債務者の返還意識も比較的高いため、債権調定から半年までの間の取り組みに重点を置く。
- ・新たな債権の発生を抑制するため、喪失者からの被保険者証回収の取り組みを強化する。

平成28年度目標と過年度実績		平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
現年度	件数	79.03%	78.10%	77.31%
	金額	82.00%	81.20%	74.56%
過年度	件数	25.49%	25.80%	28.01%
	金額	15.01%	17.66%	18.94%

平成28年度の進捗状況

- ・債権調定から概ね1か月後に文書催告、3か月後に弁護士名文書催告（27年度より1か月前倒）を実施することで早期回収につながっている。
7月末回収率 現年度分 件数：57.99%、金額：41.58% 過年度分 件数：14.34%、金額：8.59%
- ・弁護士催告は納入に結びつく効果が高いため、法的手続きの対象者が減り、その目標達成にやや遅れがある。
- ・保険証回収催告はフローを作成して計画通り実行できている。

下期の主な取り組み内容

- ① 法的措置を前提とした最終催告状の送付
- ② 資格喪失後に国保加入で返済困難の方については、国保との保険者間調整を積極的に実施

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(3) ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組み

平成28年度の重点事項

- ・地域格差の分析・検証のうえ、医療機関・薬局・加入者それぞれに対する更なる使用促進に向けた施策を検討する。
- ・医療機関・薬局に対して、使用量の多い品名の情報を提供できるよう関係機関との調整等を図る。

平成28年度目標

全国平均を上回る（1.4%の差の解消：平成27年12月時点）

平成28年度の進捗状況と後発医薬品割合実績（平成28年5月診療分・新指標数量ベース）

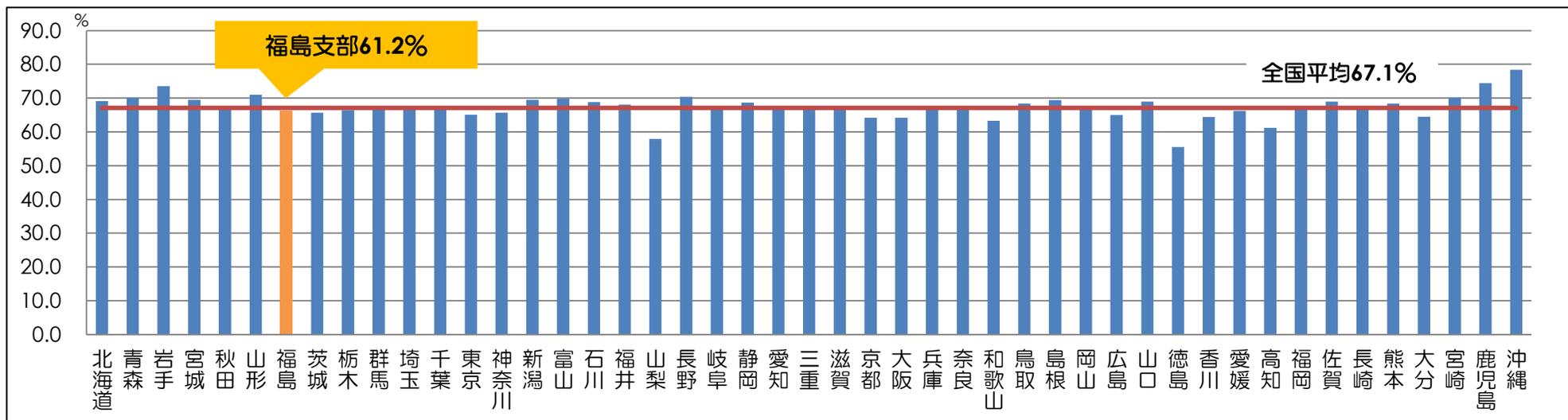
- ・平成28年9月に医薬品軽減額通知書発送（第1回目） 61,528件（前年対比+22,460件）
- ・福島県保険者協議会による薬剤師向け「ジェネリック医薬品セミナー」開催（8/2_61名参加）
- ・福島 66.3%（全国 67.1%）※全国と福島との差0.8%

下期の主な取り組み内容

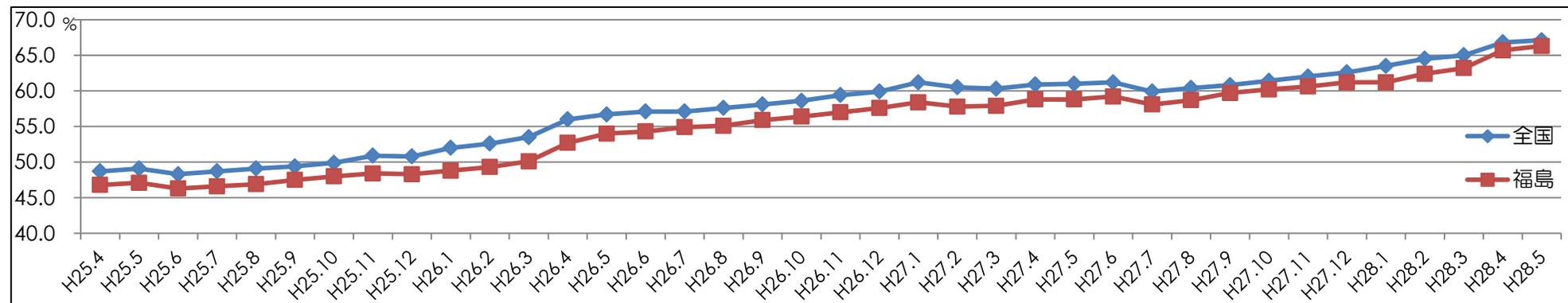
- ① 使用割合の都道府県格差等の検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討
- ② ジェネリック医薬品軽減額通知の送付(年2回)
- ③ 福島県薬剤師会と連携した「タウンミーティング」の開催
- ④ 薬剤師等を対象とした「セミナー」の開催
- ⑤ 福島県後発医薬品安心安全使用促進協議会等での情報提供・意見発信
- ⑥ 加入者への啓発・広報、薬局窓口での希望シールの配布

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み（参考資料）

1. 都道府県別 ジェネリック医薬品使用割合(調剤分) 新指標・数量ベース(平成28年5月診療分)



2. ジェネリック医薬品使用状況(調剤分) 新指標・数量ベース(平成28年5月診療分)



注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。
 注2. 加入者の適用されている事業所所在地の都道府県毎に集計したもの。
 注3. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4. 「新指標」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。
 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(4) 限度額適用認定証の周知・高額療養費支給申請の勧奨の取り組み

平成28年度の重点事項

- 一時的であれ加入者が高額な一部負担金を支払わなくて済むように、既存の制度を周知する。
- ・高額な一部負担金支払いを軽減できるように、入院を予定する方に限度額適用認定証の制度を周知する。
- ・高額療養費を申請されていない方へ、受診月から半年後をめどに申請書の勧奨を実施する。

平成28年度の進捗状況

- ・県内の病院等へ申請書を送付し、患者への配付を要請した。（協会けんぽの受取人払封筒をセットして配付）
要請後の病院等からの申請書要求数：51機関、4,000枚（8月末）
- ・高額療養費の申請勧奨は3週間ごとに過去の1か月分を勧奨している。

下期の主な取り組み内容

- ・これまでは受診月の1年後に勧奨していたが平成28年度中に半年まで短縮する。

(5) 柔道整復療養費の適正化に向けた主な取り組み

平成28年度の重点事項

- ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回受診者に対して文書照会を実施する。

平成28年度の進捗状況

- ・多部位かつ頻回受診者を毎月抽出して文書照会を実施している。
- ・毎月1回、柔道整復療養費審査委員会を開催して審査をしている。請求内容に偏りがある施術者へは注意書を送付している。4件（8月末）